

様

令和 2 年度
予算編成及び施策に関する要望



津和野町（鶯舞）

令 和 元 年 8 月

島 根 県 町 村 会



平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年5月、「令和」の時代が幕を開けました。新たな時代の始まりにあたり、我々町村では、これまで以上に県との連携を密にしながら「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に取り組んでいきたいと考えております。

一方、国においては、6月の「骨太の方針2019」の中に、地方創生の推進に向け、東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出などが盛り込まれました。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」でも、地方に仕事をつくること、地方への新しい人の流れをつくることなどが盛り込まれたところです。

東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れをつくることは、国全体で人口減少が進む中、容易なことではありませんが、我々地方にとって、生き残りをかけた最重要課題です。

現在、それぞれの町村では、総合戦略の最終年度を迎えています。この5年間の取組の成果と課題をしっかりと検証したうえで、今後、第2期の総合戦略の策定と実行に向け、更に知恵を絞っていく必要があります。

しかしながら、県内町村は、過疎、離島など条件不利地域を数多く抱え、財政基盤も脆弱なため、こうした取組には、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

さらに、県内町村においては、高齢化の進行に伴い増嵩する社会保障関係費、老朽化するインフラの更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりに向けた課題も山積しています。

つきましては、令和2年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、県内町村を取り巻く厳しい実情をご賢察いただき、県におかれては、町村と連携して県版総合戦略等を積極的に展開していただくとともに、国に対し、必要な財源確保を強力に働きかけていただきますようお願ひいたします。

令和元年8月29日

島根県町村会長 下森博之

要 望 項 目

1. 地方創生の更なる推進について
 - (1) 地方創生推進財源の確保
 - (2) 幼児教育の無償化
 - (3) 県版総合戦略の積極的な展開
 - (4) 高度情報通信環境の整備
 - (5) 地域公共交通確保対策
 - (6) 「鉄道事業法」の見直し
 - (7) 労働力不足対策
 - (8) 「特定地域づくり事業推進法案」への対応
2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について
 - (1) 地方交付税の総額確保
 - (2) 自治体の多様な実情を踏まえた財政措置の充実強化
 - (3) 「会計年度任用職員制度」の導入に伴う所要財源の確保
 - (4) 上水道移行後の旧簡易水道施設に対する財政措置等
3. 道州制導入反対について
4. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について
5. 原子力発電の安全確保と防災・減災対策の推進について
 - (1) 原子力発電所の安全確保
 - (2) 防災・減災対策の推進
6. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について
 - (1) 医療体制の確保対策
 - (2) 医療従事者の確保対策
 - (3) 新たな医師確保計画
7. 国民健康保険の安定運営の確保について
 - (1) 国保改革にあたっての課題解決
 - (2) 小規模保険者の負担軽減
8. 農林水産業施策の推進について
 - (1) 農産物貿易交渉
 - (2) 新たな農政改革
 - (3) 「種子法」廃止後の優良種子の安定的供給
 - (4) 新たな森林管理システムへの支援
 - (5) 水産業の振興対策

9. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

- (1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想
- (2) 道路整備に必要な予算総額の確保
- (3) 社会資本の老朽化対策の推進
- (4) 道路落石防止対策の推進

10. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

- (1) 竹島の領土権の早期確立
- (2) 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

11. 有人国境離島への支援について

- (1) 有人国境離島に対する特別な支援
- (2) ジオパークに関する取組みに対する支援

12. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

- (1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化
- (2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

13. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

- (1) 関係機関への中止等要請
- (2) 国による実態把握と実態の伝達
- (3) 住民負担の軽減

14. 再生可能エネルギー等の導入・推進について

- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進
- (2) エネルギーの地産地消の取組みの推進

15. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1) 財政措置の充実強化
- (2) 空き家の有効活用等の推進

16. 有害鳥獣対策の推進について

- (1) ツキノワグマ対策の強化
- (2) 野生鳥獣被害対策の充実

17. 教育環境の充実について

- (1) 教育魅力化推進事業の推進等
- (2) 島留学・山村留学等への支援
- (3) 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充
- (4) 県費負担教員人事権の移譲
- (5) 子ども読書活動推進事業の継続、拡充
- (6) 小中学校における英語教育の充実

1. 地方創生の更なる推進について

各町村においては、国の第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定し、各種施策を着実に実行してきたところである。

今後、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたっても、各町村が地方創生に向けた取組を継続し、充実強化できるよう、国及び県においては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

(2) 幼児教育の無償化

①幼児教育無償化の円滑な実施に当たっては、初年度経費・事務費・システム改修費を確実に国費で実施すること。

②幼児教育の無償化に係る財源については、2020年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 県版総合戦略の積極的な展開

①新たな総合戦略の策定にあたっては、離島・中山間地域の暮らしを支える「小さな拠点づくり」の充実強化を積極的に推進すること。

②町村が地域の実情に応じ、子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう「子ども・子育て支援制度」の実施に必要な財源を確保すること。

③県内では、中山間地域を中心に少子化に伴う定員割れの保育所が増加し、経営を圧迫している。今後も、保育の質を落と

すことなく、様々な保育ニーズに対応していくため、正規の保育士配置に要する経費を含め、所要の財源を確保すること。

- ④若者定住や UI ターンを促進するため、県の「しまね定住推進住宅整備支援事業」を活用し、居住環境の向上を図ってきたが、近年、定住促進用の住宅需要は更に増加傾向にある。引き続き、同事業の所要額を確保するとともに、相談支援体制の強化など、居住環境の整備に積極的に取り組むこと。

(4) 高度情報通信環境の整備

高度情報通信環境の整備は、IT 系企業誘致の必須条件であり、また、生活環境の改善の面からも、若者定住等の重要な要素となっている。

離島・中山間地域など条件不利地域におけるブロードバンドなどの情報通信施設は、不採算のため民間通信事業者が自ら事業展開しないため、やむを得ず町村が整備を行い、サービスを提供しているのが実情である。

整備後相当の年数を経過した情報通信施設は、速度・容量とともに陳腐化してきており、グレードアップ更新が必要である。しかしながら、充分な財政措置がなく、更新が進まない状況にあるため、所要の財政支援措置を講じるよう国に対し要請すること。

(5) 地域公共交通確保対策

①離島・中山間地域では、買い物や通院など日常生活に必要不可欠な、住民が利用しやすい地域公共交通網を整備維持することが、喫緊の課題となっている。

県におかれては、「島根県生活交通確保交付金」により、生活バスや乗り合いタクシーなど町村の生活交通を確保するための支援を行っているが、町村の要望額に対する交付率は年々減少している状況である。

については、「島根県生活確保対策交付金」について充分な予算措置を行うこと。

②三江線の廃止に伴う代替交通については、地域住民の生活に支障が生じないよう、沿線自治体が行う取組に対し必要な支援を行うこと。

(6) 「鉄道事業法」の見直し

平成12年3月に施行された「鉄道事業法の一部を改正する法律」により、旅客鉄道事業の廃止について、これまでの許可制が届出制に改正された。

この鉄道事業法の改正は、今後の中山間地域の生活に欠かせない社会基盤を一方的に廃止することが可能な制度であり、地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

このため、鉄道の存続・廃止については、沿線自治体の意向が最大限尊重されるよう、鉄道事業法の見直しも視野に入れた検証を行うこと。

(7) 労働力不足対策

県内町村においては、若者の県外流出や少子高齢化により、生産年齢人口の減少という問題に直面している中で、全国的な景気の回復基調も相まって製造業、建設業など幅広い産業で人手不足の状況になっている。

各町村においては、人手不足が企業誘致や地場産業振興の重大な支障となっているため、次に掲げる人材確保対策を推進すること。

- ①新規学卒者の県内就職促進（マッチング等）
- ②早期離職の解消に向けた取組み
- ③専門的技能を持つ人材の県内企業への就職促進
- ④企業、教育界、県、町村など関係者が一体となって人材確保対策に取り組むための「連絡協議会」や「対策会議」などの設置や運営に対する支援

(8) 「特定地域づくり事業推進法案」への対応

今年6月21日に衆議院へ提出された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を目的としており、地域の維持・活性化を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、法案成立後速やかに法に基づく諸施策が実施できよう、特定地域づくり事業協同組合の設立への助言や、町村職員に対する研修・情報提供など、県による指導・支援体制を早急に整備すること。

2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について
次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることとを要望する。

（1）地方交付税の総額確保

①骨太の方針2019を踏まえ、令和2年度の地方財政対策においては、累積する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置するなど、安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持すること。

特に、子ども・子育て支援施策の充実や少子高齢化の進行に対応した地域福祉施策の充実に要する経費、また、地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費などの需要額を適切に算定すること。

②基準財政需要額を算定する際に用いられるトップランナーフォーマンスについては、使用する単位費用に関し、民間委託などの歳出効率化の手法の展開に限界がある離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に歳出効率化の影響を及ぼすことがないよう慎重に制度設計を進めること。

③地方自治体における基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を求めている声もあるが、地方自治体における基金は災害や不測の事態に備えるためのものであり、地方財政に余裕があるものではない。地方自治体の基金の内容や残高の増加要因等を理由に地方交付税を削減しないこと。

（2）自治体の多様な実情を踏まえた財政措置の充実強化

「平成の大合併」における合併算定替の特例が最終年度を迎える一方で、急速に進行する人口減少等によって地方交付税が減少し、県内町村の行財政運営は、一層厳しさを増すことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、小規模自治体の実情を的確に把握し、自立的な行財政運営が堅持できるよう、「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」をはじめ、条件不利地域における財政需要の丁寧な捕捉に努め、地域の実態に即した地方交付税制度となるよう見直しを行うこと。

（3）「会計年度任用職員制度」の導入に伴う所要財源の確保

令和2年4月から始まる「会計年度任用職員制度」に伴い、多くの自治体が期末手当や退職手当を支払うことになると見込まれるため、法改正に伴って新たに生ずる財政需要については、交付税により全額を措置すること。

（4）上水道移行後の旧簡易水道施設に対する財政支援措置等

- ①簡易水道事業の多くは、離島・中山間地域など施設整備効率に恵まれない地域にあり、人口減少による料金収入の減少や、簡易水道を経営する事業体が財政基盤・組織体制ともに脆弱であることにより、必要な整備は進んでいない現状にある。このため、上水道移行後においても、旧簡易水道区域における施設整備については、引き続き、簡易水道等施設整備費の国庫補助対象とすること。
- ②今後、「島根県水道事業の連携に関する検討会」報告書を踏まえ、広域連携を検討するにあたっては、こうした簡易水道事業を取り巻く厳しい環境に十分配慮すること。

3. 道州制導入反対について

道州制の導入については、平成の大合併の荒波を懸命に乗り切り、自治体としての存続を図ってきた町村にとって、町村行政ひいては地域社会の崩壊につながりかねないため断固反対であり、絶対に導入しないよう、県が国に対して強力に働きかけること。

4. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

- ①現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

②新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

5. 原子力発電の安全確保と防災・減災対策の推進について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 原子力発電所の安全確保

- ①原子力発電所は何よりも安全確保を第一にすべきものであり、事業者である中国電力に対し法令等を遵守し、厳格な内部統制のもと責任をもった運用を行うよう申し入れること。
- ②住民の安全確保と原子力発電所に対する不安解消のため、平常時から原子力発電所に係る情報を正確かつ幅広く県民に公表し、理解を得ること。
- ③島根原発の運転再開は、電力需給の見込だけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、慎重に判断すること。

(2) 防災・減災対策の推進

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした大規模災害に備え、各地域において計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充を図ること。

6. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 医療体制の確保対策

- ①地域医療構想に基づき、在宅医療や介護施設の整備状況など離島・中山間地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築すること。
- ②医師不足、看護職員不足等により自治体病院等の経営は極めて厳しいことから、自治体病院等に対する財政支援措置を充実強化すること。

③医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、地域医療確保の観点から、医療機関の経営に影響が生じないよう、適切な対策を講じること。

(2) 医療従事者の確保対策

- ①医療機関で必要な医師の総数を確保するとともに、医師や診療科の地域的偏在を解消できるような効果的な医師確保対策を早急に構築・実施すること。
- ②地方の医師不足の解消に資する臨床研修制度となるよう、国に対して制度の抜本的見直しを要望すること。
- ③自治医科大学卒業医が義務年限終了後も県内に定着するよう、待遇改善など効果的な施策を講じること。
- ④中長期的な医師確保対策として、地方大学の医師養成数を増員すること。
また、大学では医師不足地域での勤務を義務づける入学枠を設けること。
- ⑤平成30年度から開始された新たな専門医制度は、都市部の大病院に研修医が集中することなどが懸念されることから、医師や診療科の地域偏在を助長しないよう適切な措置を講じること。
- ⑥県内の看護職員不足を解消するため、県内の看護職員養成機関における地域推薦枠の拡大や就学資金の充実を行うこと。
特に、助産師養成に配慮すること。
- ⑦薬剤師についても、人材確保に苦慮している県内町村の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。

(3) 新たな医師確保計画

県では、今年度、改正医療法及び医師法並びに国が示す医師偏在指標に基づき、二次医療圏ごとに目標医師数を設定した上で、医師の偏在対策を目的とする「医師確保計画」を策定することとされている。

この計画策定にあたっては、離島・中山間地域の医師確保対策が抑制されることのないよう、地理的な条件など地域の実情を十分反映した計画を策定すること。

7. 国民健康保険の安定運営の確保について

町村が運営する国保は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされたが、依然として課題が山積している。については、国及び県においては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 国保改革にあたっての課題解決

- ①現在町村が行っている法定外繰入は、国保財政上の構造的問題から生じるものであり、国保改革にあたっては、社会保障・税一体改革において税制抜本改革時にを行うとされた保険者支援制度の拡充を確実に実施するなど財政基盤の強化を図ること。
- ②「国民健康保険事業費納付金」の額の算定方法について、町村の医療費水準が確実に反映されること。
- ③都道府県が行う国民健康保険の実施にあたっては、県と町村との役割を明確にするとともに、かえって事務負担が増加することがないよう、事務の広域化・効率化については、町村と十分協議すること。
- ④保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みは、町村の意見をよく聞いて実施すること。
- ⑤子どもや重度障害者への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を早急に全廃すること。

(2) 小規模保険者の負担軽減

難病等により恒常に高額の医療・薬剤等が必要な被保険者の医療費については、新たな仕組みが構築されるまでの間、国及び県において小規模保険者の負担が軽減されるような措置を講じること。

8. 農林水産業施策の推進について

本県の農山漁村は、就業人口の減少や高齢化による地域の衰退等厳しい現状にあるが、食料の生産や国土の保全等の多面的機能の発揮等、農山漁村の再生と振興は極めて重要な課題である。各種の農林水産業施策の実施にあたっては、地域の実態を踏まえるとともに、

農山漁村の持続的な発展に向け、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 農産物貿易交渉

TPP11、日欧EPA、米国との物品貿易協定など、農産物貿易交渉については、関係者の不安や懸念が大きいことから、丁寧な情報提供に努めるとともに、豚肉・乳製品などの農産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全の措置を講じること。

(2) 新たな農政改革

- ①日本型直接支払（多面的機能支払）制度については、必要な予算を確保するとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援措置を講じること。
- ②農地中間管理機構制度については、機構集積協力金の所要額を確保し、担い手への農地集積・集約化を加速すること。

(3) 「種子法」廃止後の優良種子の安定的供給

種子法が廃止されたことにより、今後の中山間地域の基幹産業である農作物の生産振興を図るうえで、種子価格の高騰、消費価格への影響が懸念される。

県内農業者に優良な種子を安定的に供給するため、国においては、種子法廃止後の都道府県が、引き続き、その役割を十分に果たせるよう、必要な財政措置を継続すること。

また、県においても、これまでと同様の体制と予算を確保したうえで、今後とも優良な種子の生産と普及に取り組むこと。

(4) 新たな森林管理システムへの支援

令和元年度に設立された「森林経営推進センター」の運営に対する人的・財政的支援を今後も継続するとともに、市町村職員に対する研修、情報提供など、県による指導・支援体制の充実・強化に努めること。

(5) 水産業の振興対策

- ①年ごとに進みつつある磯焼けについて、徹底した原因の究明を図るとともに、その対策について、国及び県において早急に取り組むこと。

- ②公共的施設等における魚食の普及拡充をはじめ、国及び県において、魚食文化の復活に向け、積極的な取組みを行うこと。
- ③沿岸漁業の振興や新規漁業者の就業促進のため、各地域での生産の柱となる高級魚介類の種苗生産・放流に、国及び県において積極的に取り組むこと。
- ④漁港に放置されているF R P漁船については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国及び県において、実態把握と処理対策を推進すること。

9. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想

救急医療、災害対策、地域の活性化を図るため、高速道路網の整備は島根県にとって最重要課題である。

しかし、山陰道については、東西に長い島根県の幹線道路でありながら、未事業化区間や未供用区間が残されており、救急搬送や観光振興などに支障をきたしている。

については、国の責任において山陰道の整備のスピードを早め、1日も早い完成を図るとともに、完成後の山陰道を利用した県西部の山陰と山陽とを結ぶ道路網構想を着実に進めること。

(2) 道路整備に必要な予算総額の確保

遅れている高速道路や地域に必要な道路整備が今後とも着実に進められるよう、必要な予算額を確保すること。

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

防災・減災等に資する国土強靭化に向け、社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、引き続き、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

(4) 道路落石防止対策の推進

- ①中山間地域・離島の町村が管理する道路における落石防止などの安全化対策を推進し、未対策箇所の防災工事を加速するための財政措置を講じること。
- ②国道、県道における落石・崩壊防止対策等安全対策を確実に実施すること。

10. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 竹島の領土権の早期確立

- ①韓国政府に対し、不法占拠を既成事実化する諸活動を中止するよう強く申し入れるなど竹島問題解決に向けて国として毅然として取り組むこと。
- ②国において、竹島問題に関する調査研究及び広報啓発活動を充実強化すること。
- ③北方領土対策と同様に、国の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を隱岐の島町に設置すること。

(2) 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

平成11年1月の日韓新漁業協定以降、本県沖合に広大な暫定水域が設定されたが、この暫定水域での実効ある資源管理方策が合意されていないばかりか、韓国側は我が国の排他的経済水域内で違反操業等を繰り返し、本県漁業に大きな影響を与えていている。

このため、国においては、日韓新漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化を図ること。

11. 有人国境離島への支援について

隠岐諸島は、有人国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保など国家的な役割を担っており、国における特別な支援が必要であることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 有人国境離島に対する特別な支援

①いわゆる「有人国境離島法」に基づき、住民の離島航路・航空路の運賃等の引下げや、一部の農水産品出荷に係る輸送コストの軽減などの支援措置が講じられ、住民生活の利便性は大きく向上している。

今後、滞在型観光促進事業などの取組みがより一層活発になるよう、更に予算額を増額するとともに、地域の実情を踏まえた使いやすい制度とすること。

②輸送コストのため本土よりも2割程度高い島内の物価水準を考慮し、ガソリン以外の燃料類や、生活物資、事業活動物資、産業廃棄物の輸送費など、支援の対象を拡大すること。

(2) ジオパークに関する取組みに対する支援

ジオパークはユネスコの支援事業から正式事業に格上げされたプログラムであり、国として一体的な支援・推進体制を構築し、関係自治体のジオパークに関連する取組みに積極的な支援を行うこと。

1.2. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化

①海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

②海岸漂着物対策を推進するための財政支援措置を含め、総合的な支援対策の実施に必要な法制を速やかに整備すること。

(2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

日本海沿岸には、対岸諸国由来と推定される医療廃棄物や漁具・ポリタンクなどの漂着ゴミが大量かつ広範囲に漂着し、沿岸の市町村、都道府県のみで処理することは、もはや限界に達している。

このため、国は、外交ルートを通じて、対岸諸国に対して原因究明とその防止策、監視体制の強化など適切な働きかけを行

うこと。

13. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

住民が生活している地域において、米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が発生している中で、厚木基地から岩国基地へ米空母艦載機部隊が移転し、さらなる被害の増大が懸念されることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して他県と連携するなど、より一層強力に働きかけることを要望する。

(1) 関係機関への中止等要請

- ①住民が居住する地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。
- ②新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、迅速かつ強力に対応すること。

(2) 国による実態把握と実態の伝達

- ①低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- ②実態調査を速やかに行うため、地方公共団体がやむを得ず騒音測定機器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- ③現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

(3) 住民負担の軽減

- ①住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- ②低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

1 4. 再生可能エネルギー等の導入・推進について

エネルギー資源の多くを輸入に依存している我が国では、エネルギーの安定的確保は国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素である。

については、需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保できるエネルギー需給のあり方について検討し、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速、他の電源の発電効率の向上、さらには新型資源「メタンハイドレート」の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

(2) エネルギーの地産地消の取組みの推進

県において策定された「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな計画」に基づき、地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消の取組みが加速されるよう、小水力、バイオマス、太陽光、風力など多様な地域資源を活用した自立・分散型のエネルギー供給体制を推進すること。

特に、県内に資源の多い木質バイオマスについては、熱供給（コーチェネレーション）の観点からも十分に利用促進が図られるよう支援制度を設けること。

1 5. 空き家対策への総合的な取組みについて

島根県は、いわゆる管理が放棄されている空き家率が高い水準にあり、とりわけ離島・中山間地域などではその比率が高く、これらの空き家の放置による防災、防犯上の問題などの発生や、一方ではその利活用がなかなか進まないなど、地域での喫緊の課題となっている。

このため、次の事項が実現するよう、国及び県が積極的かつ効果的に対策を講じることを要望する。

(1) 財政措置の充実強化

町村が、空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、「島

根県老朽危険空き家除却支援事業」など必要な財政支援措置を充実・強化すること。

(2) 空き家の有効活用等の推進

若者定住や、UI ターンを促進するためには、居住環境の整備が不可欠である。今後とも増加する空き家を地域資源ととらえ、積極的な利活用を図っていく必要がある。

町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、引き続き税制面での検討を行うとともに、必要な財政上の措置を講ずること。

16. 有害鳥獣対策の推進について

ツキノワグマ対策に万全を期すとともに、鳥獣保護法に基づく「第1・2次鳥獣保護管理事業計画」を着実に実施することにより生息数を適正規模に減少させるなど、次の事項が実現するよう、県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) ツキノワグマ対策の強化

- ①近年の県西部を中心としたツキノワグマの大量出没を踏まえ、人とクマとの軋轢の解消を図るため、新たにゾーニング管理の考え方を取り入れて策定された第4期特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）にもとづく現場対応がなされているが、運用にあたっては、住民の安心・安全の確保を最優先した対応を行うこと。
- ②大量出没や人身被害が発生した際には、町村と連携して捕獲や被害防止対策、被害防止のための普及啓発等の対応を行うこと。
- ③引き続きツキノワグマの生息調査を実施し、生息の実態を明らかにするとともに、大量出没が発生しないように配慮した頭数管理を行っていくこと。

(2) 野生鳥獣被害対策の充実

鳥獣被害防止総合対策交付金については必要な財源を確保するとともに、狩猟者が高齢化で減少していることから、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化を図ること。

17. 教育環境の充実について

次の事項が実現するよう、県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 教育魅力化推進事業の推進等

県内町村では、県の「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙がっている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、次の対策を講じること。

- ①学校と地域の実情を理解した上で、双方の活動を調整できるコーディネーターの配置や育成が極めて重要なことから、コーディネーター配置に係る制度創設や財政支援措置を国に働きかけること。
- ②コーディネーターの養成や育成など、地域振興の核となる高校の機能強化に向けた県の支援体制を充実すること。
- ③しまね留学により、寮が不足している県立高校については、早急に寮の整備、拡充を行うこと。

(2) 島留学・山村留学等への支援

島留学・山村留学は、学校教育や生涯学習の視点から意義あるものであるとともに、地方と都市との交流促進にも結びつくことから、離島・中山間地域の振興策の一つである。

こうした教育移住の流れを加速する島留学・山村留学を推進するために次の対策を講じること。

- ①受け入れ環境の整備及び教育環境の充実に対する財政的な支援などを行うこと。
- ②県においても「島留学・山村留学」の魅力を全国に向けて積極的に情報発信していくこと。

(3) 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充

文部科学省では、令和元年度の新規事業として「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を立ち上げ、地域課題の

解決等の探究的な学びを実現する取組を推進しているが、指定校が全国で50校程度と限定されている。

より多くの学校や地域において、多様な地域課題に応じた特色ある取組を行えるよう「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充を国に働きかけること。

(4) 県費負担教員人事権の移譲

本県では、教員の多くが県東部の市部に生活の本拠地を置いており、市部に人事権が移譲されると、県西部や隠岐、中山間地域において、教員の安定的確保や適正な教員配置などに重大な支障が生ずる恐れがある。

今後も、県全体の教育水準の維持や町村立小中学校の安定的な運営が行えるよう、現行制度を堅持すること。

(5) 子ども読書活動推進事業の継続、拡充

子ども読書活動推進事業により、子どもたちの読書率の向上や図書館利用教育が推進され、その効果は大であることから、令和2年度以降においても事業の継続と充実を行うこと。

(6) 小中学校における英語教育の充実

新学習指導要領に基づき正式に「教科」となる英語教育について、小規模校のために英語専科教員が配置されない場合には、地域によって英語教育の質に差が生じることが懸念される。

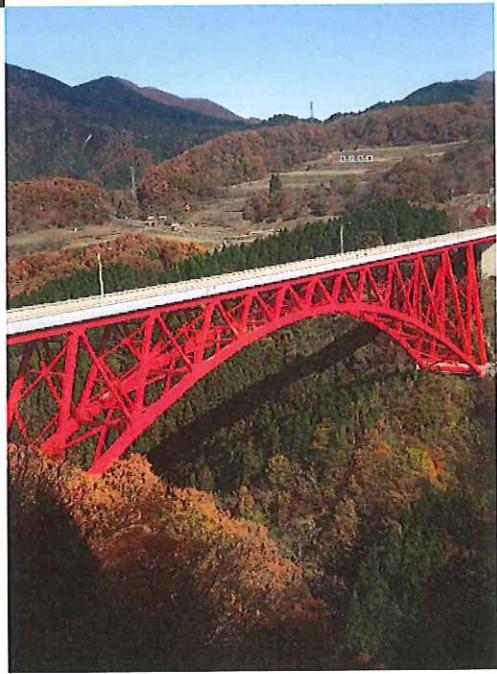
小規模校が多い離島・中山間地域の学校においても、充実した英語教育が行えるよう、加配教員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を国に対し強く働きかけること。







知夫村（赤ハゲ山）



奥出雲町（おろちループ）